

令和5年9月教育委員会会議録

---

【会議に付すべき事件】

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 議案第14号 | 後援名義使用願の承認について       |
| 議案第15号 | 後援名義使用願の承認について       |
| 議案第16号 | 後援名義使用願の承認について       |
| 議案第17号 | 町議会の議決を経るべき事件の議案について |
| 議案第18号 | 熊取交流センター規則の一部を改正する規則 |
| 議案第19号 | 後援名義使用願の承認について       |
- 

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】3件

《9月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・総合体育館 他関係団体】事業予定  
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定  
小・中学校行事予定

《7月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・総合体育館 他関係団体】事業報告  
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

---

|   |   |                      |
|---|---|----------------------|
| 日 | 時 | 令和5年9月1日（金）午後5時00分から |
| 場 | 所 | 役場本館3階 議場            |

---

【教育委員会定例会出席者】

|                |        |
|----------------|--------|
| 教育長            | 岸野 行男  |
| 教育委員（教育長職務代理者） | 梶山慎一郎  |
| 教育委員           | 鈴木 直子  |
| 教育委員           | 一ノ瀬由美子 |
| 教育次長           | 阪上 敦司  |
| 統括理事（教育政策監）    | 吉田 茂昭  |
| 理事（生涯学習・図書館担当） | 三原 順   |
| 学校教育課長         | 伊東 浩一  |
| 学校教育課学校指導参事    | 上垣 圭市  |
| 学校教育課学校指導参事    | 河井 淳   |
| 学校教育課学校指導参事    | 桝屋 知佳  |

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 生涯学習推進課長           | 大屋 真志 |
| 生涯学習推進課文化・スポーツ担当参事 | 立石 則也 |
| 図書館長               | 原田 貴子 |
| 書記                 | 藤原 健祐 |

---

---

開会 午後5時00分

---

岸野教育長                      それでは、ただいまから令和5年9月教育委員会定例会を開会します。

                                         本日の署名委員には梶山委員を指名します。よろしくお願いします。

                                         それでは、議事に入ります。

                                         当日配付の議案書9ページ、議案第14号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

                                         河井参事。

河井参事                      それでは、議案第14号「後援名義使用願の承認について」（みんなの学校 自主上映会）ご説明申し上げます。

                                         当日配付分の議案書9ページをご覧ください。

                                         令和5年8月4日付で、一般社団法人まなびぱれっと自主上映実行委員会代表者藤原眞隆氏より、「みんなの学校 自主上映会」について、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。本案件は新規の案件としてご審議をお願いするものです。

                                         この事業は、映画の上映と参加者の意見交流を通じて、「みんなが安心・安全に過ごせる学校・身近な社会をつくっていくために自分たちができること」を考えることを目的として開催されるものです。

                                         開催日時は、令和5年12月16日土曜日、開催場所は、泉佐野市立生涯学習センターです。

                                         参加対象者は、主に、泉佐野市・熊取町・阪南市など泉州地域の人々で、子どもの居場所づくりに興味のある、関わっている子ども・大人、学校や学童、放課後デイなどで日々子どもと関わっている大人、映画「みんなの学校」に興味のある子ども・大人です。

                                         参加料は、子ども、小・中・高生は無料、大学生・大学院生は500円、大人は1,000円です。

                                         4Rの取組としては、ごみの持ち帰りを進める旨、聞き取っており

ます。

11ページから28ページまでは、団体の概要や計画書等がございましたのでご参照ください。

以上、議案第14号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

では、議案第14号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第14号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、当日配付の議案書29ページ、議案第15号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

河井参事。

河井参事

それでは、議案第15号「後援名義使用願の承認について」(第37回日本教育技術学会大阪大会)ご説明申し上げます。

当日配付分の議案書29ページをご覧ください。

令和5年8月12日付で、一般社団法人日本教育技術学会代表者谷和樹氏より、第37回日本教育技術学会大阪大会について、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。本案件は新規の案件としてご審議をお願いするものです。

「“教えない時代”に教育技術はどうあるべきか」をテーマとし、講演会などを開催するというものです。

開催日時は、令和5年11月12日曜日、開催場所は大阪私学会館とオンラインの同時開催です。

参加対象者は学生と教員、参加予定人数は700人、参加料は、学会員は2,000円、非学会員は5,000円です。

4Rの取組としては、データで配信を行い、紙の使用を減らすということです。

31ページから37ページまでは、団体の概要や計画書等がござい

ますので、ご参照ください。

以上、議案第１５号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

では、議案第１５号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

議案第１５号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

次に、当日配付の議案書３８ページ、議案第１６号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

河井参事。

河井参事

それでは、議案第１６号「後援名義使用願の承認について」（チャイルドリーム・ネット）ご説明申し上げます。

当日配付分の議案書３８ページをご覧ください。

令和５年８月１８日付で、特定非営利活動法人メッセージ理事長瀧川英俊氏より、チャイルドリーム・ネットについて、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。本案件は新規の案件としてご審議をお願いするものです。

この事業は、子どもが対象の学習支援事業として、小学生がインターハイや全国大会に出場経験などを持つ高校生や大学生から、直接スポーツ競技、文化の指導を受けられる機会を提供するというものです。

開催日時は、令和５年１０月１日（日曜日）から令和６年３月３１日（日曜日）、開催場所は、大阪府内各市の該当学校施設です。

参加対象者は、大阪府内の小・中学生で、参加予定人数は一つのイベントにつき約１００人です。

参加料は、カンパ、協力金を含む１，０００円です。

４０ページから５６ページまでは、団体の概要や計画書等がございいますのでご参照ください。

以上、議案第１６号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岸野教育長                      ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

梶山委員                      よろしいですか。

岸野教育長                      はい。

梶山委員                      開催場所は大阪府各市の該当学校施設となっていますけれども、熊取でもやられるのでしょうか。あるいは、泉南地域。

岸野教育長                      事務局いけますか。  
河井参事。

河井参事                      チラシのほうでは、色々な高校名が書かれております。そちらのほうで、町内に該当するところはないと捉えております。

梶山委員                      分かりました。

岸野教育長                      よろしいですか。  
ほかにございませんか。  
では、議案第16号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員                      （「はい。」の声）

岸野教育長                      議案第16号「後援名義使用願の承認について」承認とします。  
次に、当日配付の議案書57ページ、議案第17号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」事務局から説明願います。  
立石参事。

立石参事                      当日配付の議案書57ページをお開きください。  
議案第17号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」ご説明申し上げます。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、

町長から意見を求められた次の議案については、異議がないものとするものでございます。

1、教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例。

2、図書館条例の一部を改正する条例。

3、令和5年度熊取町一般会計予算（第7号）についてでございます。

議案につきましては、9月6日の議会に上程する予定でございます。

それでは、私のほうから、1、教育・子どもセンターの一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

58ページをご覧ください。

教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例の提案理由でございますが、教育・子どもセンターの減免規定について、整備に合わせ見直しを行った熊取町公民館・文化ホールと社会教育施設全体の整合性を図ることから、見直しを行うため、また、使用時間について、施設管理や利便向上の観点により、一部の使用時間を変更するため、教育・子どもセンター条例の一部を改正し、この条例案を提出するものでございます。

60ページの新旧対照表をご覧ください。

第7条の見出し中、現行の「免除」を「減免」に改め、同条中、「町長」を「教育委員会」に、「免除」を「減免」に改めるものでございます。

下の別表ですが、使用期間につきまして、現行の「午後3時～午後5時」を「午後3時30分～午後5時30分」とするものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。私からは以上でございます。

岸野教育長

それでは、原田館長。

原田図書館長

それでは、次に、図書館条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

61ページをご覧ください。

まず、条例の提案理由でございますが、図書館会議室等を一般に利用範囲を広げることで社会教育活動の活性化及び住民サービスの向上を図るとともに、一般利用を行うに当たり他の社会教育施設との整合性を踏まえた使用料等を新たに規定するため、図書館条例の一部を改

正する必要が生じたことから、この条例案を提出するというものでございます。

今回の主な改正内容は、今まで使用料設定のなかった図書館の会議室、ホールを令和6年4月1日から利用範囲を広げるため、使用料を設定するものです。

使用料を徴収するに当たって、関連する事項についての改正案が生じますので、主だった部分について説明させていただきます。

65ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第5条で、（使用の許可）について、「図書館の会議室及びホールを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする」と定めております。

次に、第6条で、（許可の制限）について、使用の許可を行わない項目、7項目を定めています。

次に、第7条で、（許可の取消し等）として3項目を定めております。

次に、第8条で、（使用料）について定めています。使用区分及び使用料は、68ページの別表をご覧ください。使用区分は、午前、午後A、午後Bの3区分となり、それぞれ2時間ずつになります。各使用区分の使用料については、会議室が1区分700円、ホールが1区分2,000円です。また、超過時間につきましては、1時間当たり会議室が350円、ホールが1,000円となります。

次に、第9条で、（使用料の減免）について、教育委員会が必要と認めたときは、使用料を減免することができると定めます。減免の内容については、附則で定める部分になります。

次に、第10条で、（使用料の還付）について、定めています。基本的に納付された使用料は還付しませんが、使用者の責に帰することができない事由、緊急のやむを得ない事由で教育委員会がこれを使用するとき、使用期日前3日までに使用の取消しの申出があったときは還付する旨を定めています。

その後、第11条から第14条で、（目的外使用又は権利譲渡の禁止）、（原状回復義務）、（損害賠償）、（免責）について定めています。

以上が、図書館条例の一部を改正する条例の説明となります。

岸野教育長

では、続いて、上垣参事。

上垣参事

それでは、3、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）について、説明いたします。

当日配付分議案書の71ページをお開きください。

歳出予算ですが、教育総務費の教育委員会運営事業、会計年度任用職員報酬及び期末手当でございます。報酬で83万9,000円、期末手当で16万円をそれぞれ増額するものでございます。こちらは、学校教育課の職員1名が7月末で退職したことに伴いまして、その補充として、10月から年度末まで会計年度任用職員を任用する経費でございます。

続きまして、同じく教育総務費のスクールソーシャルワーカー活用事業、費用弁償を42万2,000円増額するものでございます。こちらは、今年度から新たに任用することとなりましたスクールソーシャルワーカー2名の通勤手当につきまして、通勤距離が予算要求時に見込んでいた一般的なものよりも高くなったということから、手当が高額となり予算不足が生じたため、必要分を増額するものでございます。

私からは以上です。

岸野教育長

続いて、伊東課長。

伊東課長

今、読み上げましたこの下の表になっております。

同じく歳出予算ということで、小学校費の小学校維持管理事業、修繕料1,167万7,000円でございます。こちらは、来年度中央小学校において、1年生の入学予定児童数が多いため、普通教室あるいは支援教室のどちらかが一教室、設置する見込みでございます。そのため、今後予定している増築工事、そちらのほうthat完了するまでに、今回のように教室不足が生じる場合は、既設の教室を改造して対応することが必要であるため、今回、修繕料として計上するものでございます。

続きまして、その下、小学校費の小学校給食事業、会計年度任用職員報酬、こちらは72万1,000円、消耗品費が9,000円でございます。こちらは、学校栄養職員の育児休業代替職員を任用するに当たり、必要となる経費を補正するものです。産前休暇及び産後休暇中につきましては、育児休業をする職員にも報酬を支払う決まりとなっておりますので、その期間においては、代わりに入っていただく職

員と両方に報酬を支払う必要があるため、今回、計上するものでございます。また、消耗品費につきましては、代替職員の白衣やシューズなどに資するものでございます。

私からは以上です。

岸野教育長

立石参事。

立石参事

それでは、私のほうからは生涯学習推進などについて、ご説明申し上げます。

まず、70ページをご覧ください。

歳入予算でございますが、一番上の表にあります国庫補助金としまして、社会教育費補助金、これはポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金470万6,000円でございます。補助金の内容ですが、雨山青少年集いの場休憩所内便所設置工事の整備事業の補助金になります。具体的に申しますと、雨山山頂は国の史跡に指定されておりまして、本町の観光スポットとして活用すべく、休憩所内に電源が不要なバイオトイレを設置し、雨山を訪れた登山客に利用していただくために事業を行うものでございます。補助金は、観光庁から支出されるもので、補助率は2分の1となっております。

これに伴う工事費として、72ページをご覧ください。

72ページの一番上の表になりますが、文化財保護事業としまして、施設整備工事費として1,360万5,000円を計上しております。

工事費の内訳ですが、バイオトイレの設置に320万円、機材空輸費に210万円、空輸仮設工事費に135万円、トイレ内装工事に109万円、あと交通費とか諸費用を合わせまして1,360万5,000円となるものでございます。

次に、71ページに戻っていただきまして、一番下の表、事業別区分としまして、公民館文化事業227万6,000円でございます。

内訳ですが、熊取吹奏楽団に関する経費、指導者の謝礼金としまして27万円、団員の楽譜代としまして8万4,000円、文化ホール、公民館の周知等に係る定期情報誌、ポスター、チラシの印刷製本費としまして192万2,000円でございます。情報誌につきましては2回分の経費になっております。広報に挟み込みをしまして、全戸配布する予定でございます。ポスター、チラシは、令和6年4月開館の事業等に寄与するもので、ポスターは100枚、チラシは3,000枚を印刷することを考えております。

続きまして、７２ページをご覧ください。

一番下の表、事業別区分としまして、総合体育館運営事業６万４，０００円でございます。令和７年度に大規模改修工事を行うことから、指定管理者を再指定するため、総合体育館等の指定管理者選定の委員報酬６万３，０００円と食糧費１，０００円でございます。

以上、生涯学習推進課分の説明を終わります。

岸野教育長

はい、伊東課長。

伊東課長

以上で、議案第１７号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」の説明を終わります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

では、議案第１７号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

議案第１７号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」承認とします。

次に、当日配付の議案書７８ページ、議案第１８号「熊取交流センター規則の一部を改正する規則」について事務局から説明願います。

立石参事。

立石参事

議案第１８号「熊取交流センター規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、熊取交流センターの使用料の減免規定について、他の社会教育施設との整合性を踏まえた改正を行うため、熊取交流センター規則の一部を改正する必要が生じたことから、この規則案を提出するものでございます。

８１ページの新旧対照表をご覧ください。

熊取交流センター規則の第１３条の一部を改正するものでございます。

第１３条の現行の下線部分を、改正案の下線のとおり改めるもので

ございます。

改正案をご覧ください。

(1) 次に掲げる場合は、全額免除とすることができる。

ア、教育委員会その他地方自治法に定められた町議会及び町の執行機関が使用するとき。

イ、その他教育委員会が免除することが適当と認めるとき。

(2) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体その他公益を目的とした事業を実施している団体が使用する場合で、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料の5割を減額することができる。

(3) 町内の各官公庁、学校園並びに社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する事業を行う団体が主催で、公用又は公益若しくはその事業を行うために使用する場合で、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料の5割を減額することができる。

(4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料の5割を減額することができる。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上が、熊取交流センター規則の一部を改正する規則の説明になります。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

では、議案第18号「熊取交流センター規則の一部を改正する規則」について承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

岸野教育長

議案第18号「熊取交流センター規則の一部を改正する規則」について承認とします。

次に、当日配付の議案書84ページ、議案第19号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

立石参事。

立石参事

当日配付の議案書84ページをご覧ください。

議案第19号「後援名義使用願の承認について」(誰もが気軽にス

ポーツに親しめる場づくり総合推進事業) ご説明申し上げます。

令和5年8月22日付で、一般社団法人mini light M o l k k y 協会代表理事歌丸和美氏より、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業について、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。本案件は、新規の案件としてご審議をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、108ページをご覧ください。

少し見にくいと思いますが、チラシがございます。

ミニらいとモルックについてですが、ミニらいとモルックは、フィンランド生まれのスポーツであるモルックを小さく軽量化したもので、体格であるとか、年齢に関係なく、誰でもが楽しめる対戦形式のスポーツになっております。

チラシの上のほうに、スキットルと呼ばれるこの木の器具みたいなものがあるんですが、モルックと呼ばれる木の棒を投げまして、その数字を書いたスキットルと呼ばれるピンを倒しまして、合計50点ちょうどになれば勝ちというようなスポーツでございます。

すみませんが、85ページにお戻りください。

行事の名称は、誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業でございます。

開催日は、令和5年9月23日から令和6年3月23日の間の12回を予定しております。

開催場所は、熊取町立の各小学校、メインは中央小学校となっております。

行事の概要ですが、高齢者や障害者、女性、子どもたちに誰もが利用しやすい身近な地域の学校体育施設で、スポーツに参加できる場・機会を確保することです。

参加予定人員は、1回で50人、参加対象者は、小学生、地域の人、障がい者の方になります。

参加者負担は、なしというものでございます。

この事業は、スポーツ庁の令和5年度誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業(学校体育施設の有効活用推進事業)の採択の決定をいただいている事業でありまして、その資料としまして、111ページにスポーツ庁の通知書を添付しております。

周知方法は、チラシの配布、ポスター、SNS等でございます。

廃棄物の4R等の取組は、水筒の持参推進、ごみの分別の徹底でございます。

添付書類としまして、８６ページ以降に、団体の規約、事業計画書、案内チラシ、ポスター、収支予算書、団体の役員名簿、スポーツ庁の採択決定通知書を添付させていただいております。

以上、議案第１９号「後援名義使用願の承認について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

岸野教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等はありませんか。

では、議案第１９号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

岸野教育長

議案第１９号「後援名義使用願の承認について」承認とします。

以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了しました。

ほかに何かございませんか。

ないようですので、審議を終了します。

（その他報告事項）

岸野教育長

続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。

それでは、順次、事務局から報告願います。

河井参事。

河井参事

『後援名義使用願の承認について（留学生日本語弁論大会）P. 112より説明』

『後援名義使用願の承認について（English Speech Contest）P. 113より説明』

岸野教育長

では、続きまして、生涯学習。

立石参事。

立石参事

『後援名義使用願の承認について（第５１回西日本トランポリン競技選手権大会）P. 114より説明』

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岸野教育長  | では、続きまして、行事予定。<br>吉田統括。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 吉田統括理事 | 『小・中学校行事予定P. 115より説明』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 岸野教育長  | では、続いて、大屋課長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 大屋課長   | 『生涯学習推進課事業予定P. 1～P. 2より説明』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 岸野教育長  | では、原田館長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 原田図書館長 | 『図書館事業予定P. 3～P. 4より説明』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 岸野教育長  | 報告は以上でしょうか。<br>阪上次長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 阪上次長   | <p>そうしたら、来月6日水曜日からまた9月議会のほうが始まります。</p> <p>9月議会は、令和4年度の決算の認定をいただくこととなりますけれども、一般質問等々で幾つか質問が出ている状況だけお伝えさせていただきます。</p> <p>9月は決算の関係があるので、一般質問と会派質問ということでありまして、スポーツ、芸術分野の支援ということで、町内の方で全国大会に出場したりした場合の助成金、奨励金について検討してはどうかというような質問、それから学校体育館のエアコン設置、これについては今までも何度となく出ているんですけども、今回、一般質問と会派質問のほうで、それぞれ質問が出ております。</p> <p>あと、小・中学校の不登校対策で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の状況についてということ、あるいは、小・中学校でのプログラミング教育について、それから、ちょっと目新しいところでは、塾代助成について考えられてみてはというような質問が出てございます。あと、今年の夏が非常に先ほどもあったように暑かったので、学校のプールの授業の状況であったり、夏休みの一般開放の状況についての質問が出てございます。</p> <p>会派質問のほうでは、小・中学校のいじめの実態についての質問、それからスポーツ大会の誘致の状況等についての質問、それから学校図書館司書の配置について、どのような効果があったのかというような</p> |

な質問が出てございます。

この後また、来月の議会だより等について、内容のほうの説明あると思うんですけども、一応、現在9月議会でこのような議員さん、会派のほうから質問が出ているという報告です。

以上でございます。

岸野教育長

ほかに何かございませんか。

ないようですので、令和5年9月教育委員会定例会を閉会します。  
お疲れさまでした。

---

閉会 午後5時57分

---